

2026 年 7 月 24 日

お客さま各位

株式会社池田泉州銀行

当座勘定規定等の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

弊行では、2026 年 8 月 24 日に下記の各種の規定等を改定いたします。

今回の主な改定点として、①手形、小切手の記載要件はすべて記載していただくこと。②手形、小切手の振出は 2026 年 9 月 30 日までとなること。③「2026 年 10 月 1 日以降の振出日の記載がある場合」、または「振出日の記載がない場合」は、弊行の判断で支払いを拒絶する可能性があること。の三点です。

なお、改定後の規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定する規定等

- ・当座勘定規定（一般当座用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・当座勘定規定（パーソナルチェック用）
- ・小切手用法
- ・約束手形用法
- ・為替手形用法
- ・代金取立規定
- ・納税準備預金規定

2. 改定日

2026 年 8 月 24 日（月）

以上

当座勘定規定等 新旧対照表

1. 当座勘定規定

(1) 当座勘定規定（一般当座用）

改定前	改定後
8. (手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) ～ (4) 省略	8. (手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) ～ (4) 変更なし
9. (手形、小切手用紙) (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) ～ (4) 省略 (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6) ～ (7) 省略	9. (手形、小切手用紙) (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ <u>2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3) ～ (4) 変更なし (5) 削除 (6) ～ (7) 変更なし
14. (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。 <u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します</u>	14. (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。
18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)	18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 省略	(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 変更なし
19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 省略	19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 変更なし

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

改定前	改定後
8. (手形の支払) (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 (2) ～ (3) 省略	8. (手形の支払) (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 <u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) ～ (3) 変更なし

9. (手形用紙) (1) 当行を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください (2) 省略 (3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。 (4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 (5) ～ (6) 省略	9. (手形用紙) (1) 当行を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください <u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> (2) 変更なし (3) 削除 (4) 削除 (5) ～ (6) 変更なし
10. (手数料) <u>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。</u>	10. (手数料) 削除
16. (振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 省略	16. (振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 変更なし

(3) 当座勘定規定 (パーソナルチェック用)

改定前	改定後
8. (小切手、手形の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為	8. (小切手、手形の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為

替手形についても、この当座勘定から支払います。 (2)～(5) 省略	替手形についても、この当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2)～(5) 変更なし
9. (小切手、手形用紙) (1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3)～(4) 省略 (5) <u>小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> (6)～(7) 省略	9. (小切手、手形用紙) (1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 <u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3)～(4) 変更なし (5) 削除 (6)～(7) 変更なし
14. (支払保証に代わる取扱い) <u>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	14. (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。
18. (振出日、受取人記載もれの小切手、手形) (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	18. (振出日、受取人記載もれの小切手、手形) (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、<u>2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>

(2) 省略	(2) 変更なし
19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名（または届出印）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名（または届出印）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
(2)～(3) 省略	(2)～(3) 変更なし

2. 小切手用法・約束手形用法・為替手形用法

(1) 小切手用法

改定前	改定後
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>

(2) 約束手形用法

改定前	改定後
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

(3) 為替手形用法

改定前	改定後
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。

3. 代金取立規定

改定前	改定後
1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他証券等のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「取立手形」という。）は代金取立として取扱います。	1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他証券等のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「取立手形」という。）は代金取立として取扱います。 <u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>

4. 納税準備預金規定

改定前	改定後
5. 預金の払戻し (1) ～ (2) 省略 (3) 租税納付のために、この預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取扱店は直ちに租税納付の手続きをします。 <u>ただし、取扱店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u> (4) ～ (5) 省略	5. 預金の払戻し (1) ～ (2) 省略 (3) 租税納付のために、この預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取扱店は直ちに租税納付の手続きをします。 (4) ～ (5) 省略